

# ご旅行条件(要約)ご旅行代金の内訳、お取消料などについて、旅行条件を充分にお読み下さい

## ■募集型企画旅行契約

- ①この旅行は(株)国際交流サービス（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- ②契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）に記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表および当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

## ■旅行の申し込み方法と契約の成立

当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、お一人様パンフレット記載の申込金または旅行代金全額を添えてお申込み下さい。申込金は、旅行代金の一部として繰入れます。旅行申込書と申込金の両方を当社が受領した時点で、正式なお申込み（契約成立）となります。

## ■旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。

## ■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した利用交通機関の運賃・料金〔この運賃・料金には運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）を含みません〕
- ②旅行日程に含まれる送迎バス等の料金
- ③旅行日程に明示した観光の料金（バス等の料金・ガイド料金・入場料金等）
- ④旅行日程に明示した宿泊料金および税・サービス料金（2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- ⑤旅行日程に明示した食事料金（機内食は除きます）および税・サービス料金
- ⑥添乗員の同行費用
- ⑦講師付きコースの講師の同行費用

## ■旅行代金に含まれないもの 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①超過手荷物料金
- ②クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ、メイドへのチップ・その他追加飲食等個人的性質の経費及それに伴う税・サービス料金
- ③傷害疾病に関する医療費
- ④運送機関の課す付加運賃・料金
- ⑤日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費
- ⑥日本国内の空港施設使用料
- ⑦日本国外の空港税・出国税

## ■お客様の旅行契約解除権

お客様はいつでも以下の取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。尚、「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

### 【国内旅行に係る取消料】 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

20日目（日帰り旅行にあつては10日目）に当たる日以降、8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
7日目に当たる日以降、2日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

### 【海外旅行に係る取消料】 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

<ピーク時（※）においてのみ>40日目に当たる日以降、31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
30日目に当たる日以降、3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前前日および前日および当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

※ピーク時とは12月20日～1月7日まで、4月27日～5月6日まで、7月20日～8月31日までをいいます。

## ■当社の免責事項 お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明された時は、この限りではありません。

- ①天災地変・戦乱・暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④日本または外国官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、これらが起因で生じる旅行日程の変更・旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

## ■特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命・身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金の支払に替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

お申込み・お問い合わせ「考古学ツアー専門」

# 株式会社 国際交流サービス

観光庁長官登録旅行業第1793号 総合旅行業務取扱管理者：辻田洋一  
総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。  
この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があればご連絡なく取扱管理者にお尋ねください。

## TEL:06-6263-7855

ホームページ  
QRコード

受付時間10:00～17:00月～金(祝祭日を除く)

FAX:06-6263-7856 MAIL:kks@kcd.biglobe.ne.jp

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町1-7-16 ハイタウン北久宝寺ビル102

